

本 庁
出先機関

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県公印管理規程（昭和62年富山県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項及び第2項並びに第6条（見出しを含む。）中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

別表中「文書総務課長」を「総務課長」に、「文書総務課総務係長」を「総務課文書管理係長」に、「政策監印 総合政策局長印 危機管理監印」を「知事政策局長印」に、「企画調整室長」を「成長戦略室長」に、「観光・交通振興局長印」を「地方創生局長印」に、「総合交通政策室長」を「ワンチームとやま推進室長」に、「部長印」を「危機管理局長印 部長印」に、「出納局長印」を「出納局長印 危機管理監印」に改める。

様式第1号中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（文書総務課）

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第14号

本 庁
出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第6条の見出しを「（総務課長の職務）」に改め、同条中「経営管理部文書総務課長（以下「文書総務課長」を「経営管理部総務課長（以下「総務課長」に改める。
第10条第2項の表中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

第11条第1項中「文書総務課長」を「総務課長」に改め、同条第3項各号列記以

外の部分中「文書総務課長及び」を「総務課長及び」に、「文書総務課長等」を「総務課長等」に改め、同条第4項中「文書総務課長」を「総務課長」に改め、同条第5項中「文書総務課長等」を「総務課長等」に改め、同条第6項及び第7項中「文書総務課長」を「総務課長」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「文書総務課長」を「総務課長」に改め、同項第2号中「政策監、総合政策局長、観光・交通振興局長」を「知事政策局長、危機管理局長、地方創生局長」に改める。

第12条第1項及び第14条第1項中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

第15条第3項第1号中「、及び決裁欄を設け」を削り、同項第2号中「決裁欄を設け」を「処理案を朱書し」に改め、同条第4項第1号中「し、及び認印を押す」を「する」に改める。

第16条第2項各号列記以外の部分中「文書総務課長等」を「総務課長等」に改め、同項第1号中「文書総務課長等」を「総務課長等」に、「文書総務課長に」を「総務課長に」に改め、同項第2号及び同条第3項中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

第17条ただし書、第20条第1項第3号並びに第23条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

第24条中「政策監、総合政策局長、観光・交通振興局長、危機管理監」を「知事政策局長、危機管理局長、地方創生局長」に改める。

第27条第1項中「文書総務課」を「総務課」に改め、同条第3項第1号ウ中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

第28条第3号中「政策監名、総合政策局長名、観光・交通振興局長名」を「知事政策局長名、危機管理局長名、地方創生局長名」に改める。

第33条第1項中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

第34条第1項及び第2項中「文書総務課長等」を「総務課長等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「文書総務課長等」を「総務課長等」に改め、同項第4号中「使途」を「使送」に改める。

第35条及び第36条中「文書総務課長等」を「総務課長等」に改める。

第38条、第41条第3項、第52条第1項、第53条、第55条、第56条第1項及び第68条第1項中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

別表第2中

企画調整室	企調
秘書課	秘
消防課	消
防災・危機管理課	防危
スポーツ振興課	ス振
少子化対策・県民活躍課	少県
国際課	国際
地方創生・中山間対策室	地中
移住・UIJターン促進課	移・UIJ

を

成長戦略室	成長
秘書課	秘
デジタル化推進室	デ推
働き方改革・女性活躍推進室	働女
広報課	広
防災・危機管理課	防危
消防課	消
ワンチームとやま推進室	ワ推

に、

人事課	人
情報政策課	情政
統計調査課	統
広報課	広
文書総務課	文総

を

スポーツ振興課	ス振
人事課	人
総務課	総
統計調査課	統
学術振興課	学振

に、

市町村支援課	市
県民生活課	県生
文化振興課	文振

を

県民生活課	県生
文化振興課	文振
国際課	国際

に、

健康課	健
-----	---

を

健康対策室	健対
-------	----

に、

経営支援課	経支
商業まちづくり課	商まち

を

「地域産業支援課」に改める。

様式第5号中「文書総務課長」を「総務課長」に改める。

様式第20号中 「 年 月 日
保存文書 文 書 主 務
管理者 責任者 務 を
」
「 年 月 日 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条、第34条第3項第4号、様式第11号、様式第12号及び様式第20号の改正規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の富山県文書管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(文書総務課)